

防企第345号

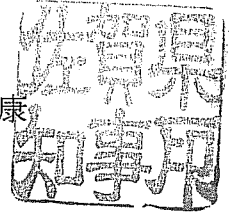
平成25年3月29日

原発なくそう！九州玄海訴訟 風船プロジェクト
代表 柳原 憲文 様

佐賀県知事

古川

康



佐賀県知事に対する要請書に対する回答について

2013年3月6日付けで提出のあった要請・質問書について、別紙のとおり回答します。

「要請書」に対する回答

要 請 事 項

1、県民の生命と財産を脅かす九州電力玄海原子力発電所の再稼働を許さず、廃炉とするよう九州電力及び国に対して強く働きかけを行ってください。

【回答】

原子力発電所の再稼働については、安全性が確認されることが大前提であり、その安全性については、基本的には国がしっかりと審査、判断をし、そのことを国民にきちんと説明し、理解をしていただくことが必要であると考えています。

現在、原子力規制委員会において、新たな安全基準が策定されているところであり、現時点では、国において新たな安全基準や審査方針がまだ策定されておらず、県としては、今後、どのような審査が行われ、どのような手続きで進められるのか注目したいと考えているところであり、県として玄海原子力発電所の再稼働について言及する段階にはないと考えています。

なお、原子力政策を含むエネルギー政策については、すぐれて国家の根幹にかかわる問題であり、国においてしっかりと方針を定め、その方針に沿った具体的な取組を行っていくべきものと考えています。

2、九州電力玄海原子力発電所の原子炉の廃炉作業が完了して安心できるようになるまで、上空の気流の実態を踏まえた原子力事故防災体制を構築し、県民への啓発を徹底してください。

【回答】

原子力災害対策に関する地域防災計画は、法令により、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき作成及び修正することとされ、中でも専門的・技術的事項については、国の防災基本計画において、原子力災害対策指針によることとされています。県においては、3月26日にこれらに基づき地域防災計画の修正を行ったところです。なお、原子力災害対策指針では、主に「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」において原子力施設の状況に応じて防護措置をとるとともに、主に「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」において、緊急時モニタリングの結果から、一定以上の空間放射線量等が確認された地域で防護措置を取ることとされているところです。

また、県民に対しては、県ホームページへの情報掲載や、避難に際しての心構え等を記載した「原子力防災のてびき」の県内全市町の全世帯への配布のほか、原子力防災訓練への参加を通じて災害時の対応を理解していただくなど、周知を図ってきているところです。

今後も、地域防災計画について、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の修正の反映や、原子力防災訓練の実施等によるPDCAサイクルに則った修正を図るとともに、

県民の皆様への周知を図るなど、災害対策全体として実効性が上がるものとなるよう、継続的に取り組んでいきたいと考えています。

3、「脱核エネルギー宣言」を表明し、核エネルギーに依存しない県政の実現に向けた取り組みを始めてください。

【回答】

県では、平成 23 年 10 月に作成した「佐賀県総合計画 2011」において、グリーン・エネルギー社会の実現を目指し、

- ・省資源、省エネルギーの推進
- ・太陽光王国「佐賀」の実現
- ・再生可能エネルギー等関連産業の集積

という 3 つの取組方針を掲げており、10 年連続普及率日本一である住宅用太陽光発電をはじめとする太陽光発電、小水力発電の実証実験に対する支援、海洋再生可能エネルギー実用化に向け全国に先駆けた取組など、再生可能エネルギー普及促進を図っています。

今後は、新たな国のエネルギー基本計画策定の動向をにらみつつ、県の総合計画に掲げる取組方針に基づいて、再生可能エネルギーの加速度的な普及を図っていききたいと考えています。